

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第1期）

1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日（3年間）

2. 行動計画内容

(1) 仕事と家庭の両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：男性従業員に対する育児休業等の取得を促進する

対策：対象となる男性従業員と面談を行い、既存制度の周知、特に出生時育児休業など新設された制度を積極的に推進し、目標2と相まって男性従業員の育児休業等の取得を促す。

目標2：従業員に対する育児関連制度を拡充する。

対策：従業員に対する育児に関する制度について、既存制度の拡充等を行う

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：従業員の年次有給休暇の取得を促進する。具体的には行動計画期間において年次有給休暇取得率60%以上を達成する。

対策：年次有給休暇の取得目標の周知及び現在の取得状況を勤怠システムから通知する。また、1on1ミーティングなど上長とのコミュニケーションを通じて全社で年次有給休暇が取得しやすい職場作りを行う。